

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の見直しについて

国土交通省において、令和4年2月24日に低入札価格調査基準価格の算定式等について見直しが行われ、中央公契連モデルについても同様の見直しが行われました。

岡谷市では、ダンピング受注の排除を図る観点から平成14年1月1日から低入札価格調査制度を導入し、中央公契連モデルを基本とし見直しを行ってきたところではありますが、一層の品質の確保を図るとともに、建設業をはじめとする関係団体の健全な発展を目的として、次のとおり各要領の算定方法等を見直します。

1. 低入札価格調査事務処理要領

(対象：予定価格が2,000万円以上の建設工事)

(1) 失格基準価格

長野県等に準じ、以下のとおりとする。

改正前	改正後
予定価格の7.7/10 ※千円未満の端数切捨て	予定価格の8.95/10 ※千円未満の端数切捨て

(2) 調査基準価格

国土交通省及び中央公契連モデルに合わせ以下のとおりとする。

改正前	改正後
(調査範囲) 予定価格の7.0/10 ~ 9.0/10 (算定方法) (1) 直接工事費の9.7/10 (2) 共通仮設費の9.0/10 (3) 現場管理費の9.0/10 (4) 一般管理費等の5.5/10 ※千円未満の端数切捨て 調査基準価格 = ((1)+(2)+(3)+(4)) × 1.10	(調査範囲) 予定価格の7.5/10 ~ 9.2/10 (算定方法) (1) 直接工事費の9.7/10 (2) 共通仮設費の9.0/10 (3) 現場管理費の9.0/10 (4) 一般管理費等の6.8/10 ※千円未満の端数切捨て 調査基準価格 = ((1)+(2)+(3)+(4)) × 1.10

(2) 施行日

令和4年4月1日以降に行う入札公告、入札通知の工事から適用する。

2. 最低制限価格制度実施要領

(対象：予定価格が80万円以上2,000万円未満の建設工事)

(1) 最低制限価格

国土交通省及び中央公契連モデルに合わせ以下のとおりとする。

改正前	改正後
(設定範囲) 予定価格の7.0/10 ~ 9.0/10	(設定範囲) 予定価格の7.5/10 ~ 9.2/10
(算定方法)	(算定方法)
(1) 直接工事費の9.5/10	(1) 直接工事費の9.7/10
(2) 共通仮設費の9.0/10	(2) 共通仮設費の9.0/10
(3) 現場管理費の9.0/10	(3) 現場管理費の9.0/10
(4) 一般管理費等の5.5/10	(4) 一般管理費等の6.8/10
※千円未満の端数切捨て	※千円未満の端数切捨て
最低制限価格＝	最低制限価格＝
$((1)+(2)+(3)+(4)) \times 0.95 \times 1.10$	$((1)+(2)+(3)+(4)) \times 0.95 \times 1.10$

(2) 施行日

令和4年4月1日以降に行う入札公告、入札通知の工事から適用する。